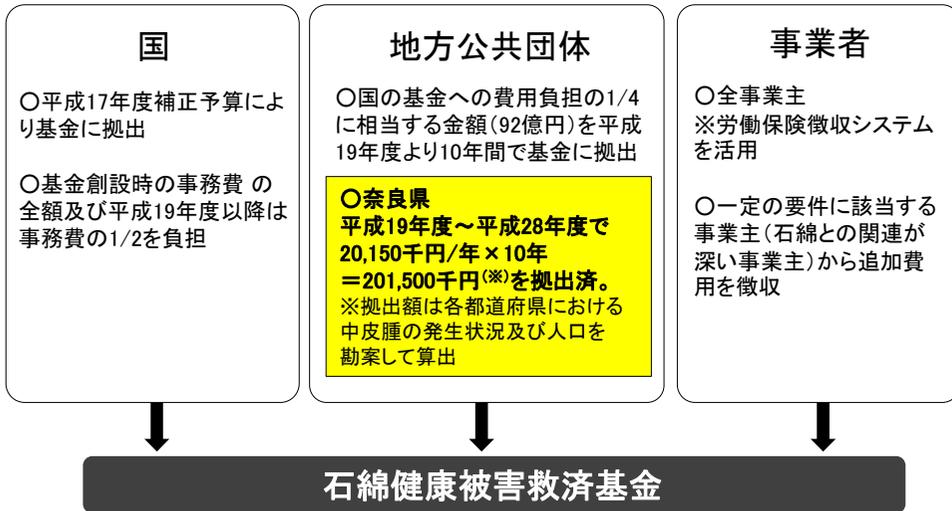


奈良県における取組

県民の健康不安への対応

(1) 石綿健康被害救済基金への拠出

「石綿による健康被害の救済に関する法律」により国からの要請があったため、健康被害を受けられた県民の救済を目的に、「石綿健康被害救済基金」へ拠出。費用は広く事業主、国及び地方公共団体が全体で費用を負担することとなっている。奈良県は平成19年度から10年間で約2億円を拠出。



(2) 救済制度の広報、周知

石綿取扱い事業所周辺の住民が抱える不安を解消するため、石綿に関する説明会を開催。(平成26年度～令和元年度)

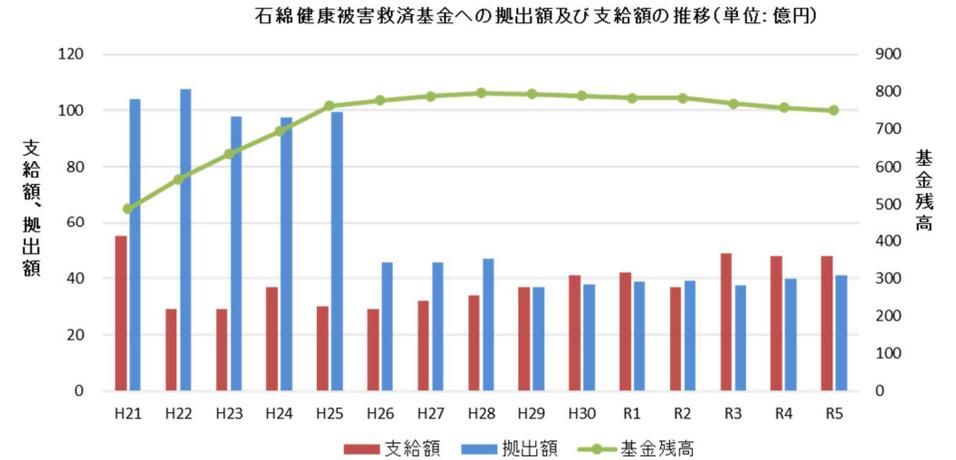
アスベスト問題相談窓口を開設し、県民からの制度の相談及び案内を実施。(平成17年度開設、現在までに700件を超える相談が寄せられている)

国にお願いすること

県民の健康不安への対応

(1) 地方負担への配慮

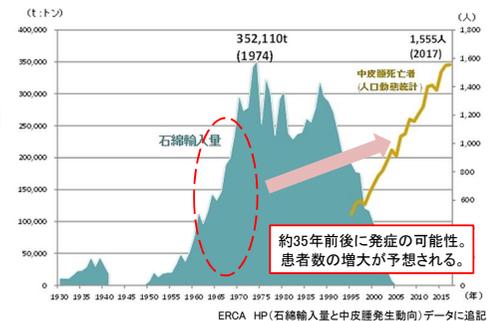
本来、国の責任において行うべき被害者救済のための「石綿健康被害救済基金」への拠出金については、奈良県では拠出を完了していることから、更なる負担を求めないこと。



※都道府県の拠出は平成28年度に完了。国及び事業者の拠出は継続。

(2) 救済制度の広報充実

奈良県が実施した石綿に関する説明会で、「石綿健康被害救済制度」の不知による給付金請求の相談事例が見受けられたことから、潜在的に給付金未請求の事例が存在すると思われる。



中皮腫は平均35年前後という長い潜伏期間の後、発病することが多いとされているため、今後も患者数が増大することが予想されることから、国においても「石綿健康被害救済制度」について、更なる広報(テレビ、ラジオ、新聞等)の充実を図られたい。